

ペット霊園に関する法整備等を求める意見書

近年のペットブームに伴い、いわゆるペット霊園の需要が高まっており、こうした施設は全国各地に設置されています。しかし、ペット霊園は、墓地、埋葬等に関する法律や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象とならないことから、特別な規制がなく、建築基準法等の一般的な規制のもとで建築が可能となっています。そのため、ペット霊園の設置や管理運営をめぐる問題は、ペットの火葬や埋葬に伴う衛生上、環境上の問題など、事業者と地域住民との間で多くのトラブルが発生しています。

こうしたトラブルを未然に防ぐため、各自治体は、それぞれの地域の実情に応じた独自の条例や要綱等を制定して対応していますが、ペット霊園をめぐる問題は決して一部の地域だけに起こるものではなく、根本的な問題解決のためには広域的な基準を定めた法令等が必要不可欠です。

よって、国会及び政府は、ペット霊園の設置等に伴う地域住民の不安を厳粛に受けとめ、良好な生活環境を確保するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. ペット霊園に関する法整備を早期に行うこと。
2. ペット霊園の運営実態を監視するとともに、ペット霊園をめぐるさまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処できる体制を国の責任において整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年6月26日

枚方市議会議長 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

環境大臣